

NHK 問題に関する集中審議

[議事録 1/4]

・会長選出に係る NHK 経営委員からの懸念と公共放送

吉川沙織君

民主党の吉川沙織でございます。

私、総務委員会 7 年目でございまして、これまで NHK に関しましては、福地元会長、松本前会長に質問申し上げてまいりました。今回は初めて経営委員長、監査委員においてをいただくような事態になってしましました。

私は、今回の NHK 会長の発言を始めとするこれら一連の問題をスキャンダル的に捉えて批判するつもりは毛頭ございません。本来の公共放送 NHK のあるべき姿、NHK に対する国民からの信頼のみならず、国益を損ないかねないような残念ながら NHK 会長の一連の発言、NHK の存在意義そのものを危うくするものであるとの危機感の下、これから質問をさせていただきたく存じますので、どうぞよろしくお願いします。



舛井 NHK 会長はあちらこちらでいろいろな発言をされており、その問題点が様々なところから指摘されています。公の場です。就任会見は公の場です。この公の場の所信表明、そして就任会見を中心として、主としてこれから舛井会長に対して質問をさせていただきたいと思います。

昨年 12 月 20 日の NHK 経営委員会において NHK 会長が任命されています。その議決に先立ち、舛井勝人氏から所信表明を聴取しています。そして、同氏が退室された後、委員からの意見を聴取し、議決を行い、経営委員 12 名全員の賛成により舛井氏の NHK 会長任命が決定されています。しかし、その議決前の委員の意見表明について、当日の第 1203 回経営委員会議事録を拝見すると、所信表明を受けて複数の委員から懸念が表明されています。

幾つか紹介します。上村代行、「所信表明を伺い、若干言葉遣いなど懸念する部分がないではありませんが、今後慣れていかれるのではないかと思います。」。美馬委員、「特に言葉を大切にする公共放送として、誤解されることがないよう言葉の選び方には留意していただければと思いました。」。室伏委員、「NHK の会長は、NHK の顔であり、ある意味日本の顔だと思います。

そういう点で、一つ心配なのは、ご発言が誤解を招く可能性もあるのではないかということです。失言があった場合は、経営委員会として苦言を呈することも必要ではないかと思っています。それが私たちの役割だと感じていますので、今後、すばらしい会長になられるよう、お仕事ぶりを拝見させていただきたいと思っています。」。宮田委員、「資格要件をきちんと満たしておられることは確かだと思いますので、ちょっとした一言が誤解を招き、それを解消するためには大な時間がかかることがあるように、「人」が「人」をどう感じるのかということも踏まえ、発言には留意していただきたいと思います。」。石原委員、「明るく親しみやすい人柄の方だと思います。発言の件についてご意見が出ていますが、私もそのとおりだと思います。ただ、彼自身長い間大きな組織で仕事してきたことや、副社長や社長の経験からも、発言の重みについては十分理解されていると思います。」。

これらの意見が一人ではなく複数の経営委員からなされています。次期 NHK 会長の発言に対してこれだけの懸念が出されるということはかつてあったのかどうか、経営委員長、御存じの範囲で結構ですので、お教えいただけますでしょうか。



参考人(浜田健一郎君)

なかったかと思います。

吉川沙織君

私も調べられる限り調べたんですが、ありませんでした。

昨年 12 月 20 日の経営委員会の議題とされているのは会長任命の議決だけと一応なっています。所要時間は午前 9 時から午前 10 時 45 分までの 1 時間 45 分。プリントアウトしてみましたら、A4 で 5 枚程度に収りました。

これは、議事録というからには発言は全部そのまま載せているということで、この理解でよろしいでしょうか、経営委員長。

参考人(浜田健一郎君)

会長選任については人事案件ということでもありますので、概要ということで記載をしてございます。

吉川沙織君

今概要という御答弁ございました。

では、まあそのときは候補者ですけれども、今の粉井会長の発言についても概要ということであれば全部そのまま掲載をされていない、こういう理解でよろしいですか。

参考人(浜田健一郎君)

はい、そのとおりでございます。

吉川沙織君

私も、1203回の議事録による粉井氏の所信表明、数えてみました。文字数で追ってみると大体約550字です。この程度の発言で粉井さんの当時の何が分かるのかという私は感想を持ちました。逆に、でも、これがもし所信表明の全文であるとするならば、複数の委員からこれだけの懸念が残念ながら出されてしまっている。よほど複数の経営委員に対して悪い印象を与えていたのではないかと思いますが、この議事録、粉井氏の所信表明に関しては全文だと思います。これ文面からは読み取ることはできません。

経営委員長、私の感想についてどう思われますか。

参考人(浜田健一郎君)



先ほど申し上げましたように、議事概要ということで、発言の趣旨は十分伝わるように私どもとしてはまとめたつもりでございます。

吉川沙織君

実は、この経営委員会、9時から10時45分となっていますが、この中に第11回の指名部会も開催されているという。両方突き合わせてみると、経営委員会は9時から10時45分です。第11回の指名部会は同じ時間帯、9時から10時25分開催となっています。その中には、質疑のやり取りという概要は載っているんですが、そのときに発せられた粉井氏の発言というのが載っていません。ですから、複数の経営委員から懸念が出された原因というのはもしかしたら指名部会の方にあるのではないかと思いますが、いかがでしょう。

参考人(浜田健一郎君)

失礼しました、指名部会ですね。指名部会の中身については概要ということで、経営委員会の中身につきましては議事録は全て公表しております。

吉川沙織君

今回は半年前から設置して、指名部会、前松本会長を選ばれるときはたしか指名委員会だったと思いますが、前回は経営委員会とは別個の時間帯に指名委員会が開催されていました。これは全て議事録拝見しましたが、別個の時間帯でした。でも、今回は指名部会の時間帯が経営委員会の中に含まれています。

人事案件ということは重々承知しておりますが、放送法第 41 条、「議事録の公表」として、「委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。」。もちろん人事案件であるということは重々承知しておりますが、前回までは経営委員会と別個立てで指名委員会を開いていた。今回は経営委員会の議事の中の一つとして指名部会が開催をされました。

これだけ懸念が持たれてしまった以上、もっと公表すべきではないかと思いますが、経営委員長の個人的見解で結構です、いかがでしょうか。

参考人(浜田健一郎君)

私どもといったしましては、先ほど申し上げましたように、指名部会の中身については各委員の発言、自由な発言を保障するという観点で概要、しかも非常に微妙な人事案件でもございますので、概要にとどめさせていただいております。一方、経営委員会につきましては全ての議事録を公表すると。それで、議事の運営も、この時間からこの時間は指名部会、この時間からは経営委員会というふうに分けて運営をしているところでございます。

吉川沙織君

前回までは確かに経営委員会と別個の時間帯に指名委員会が開かれていましたのでその論は成り立つと思うんですが、今回は経営委員会の開催時間の中に含まれていますし、今回、経営委員会の議事録として、12月 20 日の第 1203 回の分の経営委員会の議事録は確かに全文公表されています。ただ、私、最初これだけを見てみたら、たった 550 文字の初井氏の所信表明に対してこれだけの懸念が何で出るんだろう。それで、指名部会、1 月 17 日にこれもやっと概要が公表されておりますが、これを見て、ああ、ここでもしかしたらともでも発言があったのかなと、そういうふうに思いました。ですから、そこで多分いろんな発言があったんだと思いますが、それについてはこれから質問で議論を深めさせていただければと思います。

ここから、公共放送の在り方について会長に伺いたいと思います。

初井会長は、NHK 会長の任命を受けるべく、この経営委員会、12 月 20 日、第 1203 回の経営委員会で所信表明をされていますが、それを聞いた経営委員からの意見として、今ほど引用しましたとおり、言葉遣いに

気を付けることを注意点としてただされております。ただし、いろいろ拝見しておりますと、これ、言葉遣いだけでなく、話の内容においても誤解や理解不足が前提となっている発言も多いのではないかと思います。

そこで、私の疑問を解消する意味でも、舛井会長が経営委員会での所信表明、就任記者会見、国会答弁等で述べておられる話の内容で、その発言の趣旨、一生懸命理解しようとしたんですけれども理解が及ばなかった部分について、幾つかお伺いさせていただきたいと思います。言葉が命の NHK の会長が説明される以上、国民の皆様、視聴者の皆様に分かりやすく間違いのないよう御答弁いただければと思います。

舛井会長は、所信表明の中でも就任会見の中でもよく放送法の趣旨にのっとってという、こういう御発言、放送法に触れられておりますが、12月20日就任決定以降これまで放送法をどの程度お触れになられたというか、勉強をされましたでしょうか。

参考人(舛井勝人君)

どの程度と言われても、全部とか、そういうことをおっしゃっているんですか。

吉川沙織君

例えば、12月20日に就任が内定されました、任命の議決がなされました。で、就任の記者会見は1月25日に行われました。その間、例えばNHKの職員の方、役員の方からレクチャーを集中的に受ける、それから、一連の発言を受けてやっぱりもう一回見直そうというような、こういう勉強をされた、そういう意味で結構ございます。

参考人(舛井勝人君)



放送法は、放送の役割や NHK の設立の目的、業務内容などが示されておりますので、NHK 存立のよりどころとなるものと認識しております。本当に私の NHK の経営の一つのバックボーンとして放送法を考えております。我々は、やはり放送法全体を守っていくのが当然の責任だと思っているわけです。

また、公共放送につきましても、放送法に示されているとおり、憲法で保障された表現の自由の下、正確で公平公正な情報や豊かで良質な番組を幅広く提供し、健全な民主主義の発展と文化の向上に寄与する役割を担うものだと思っております。

吉川沙織君

今、多分、次の質問の御答弁いただいたてしまったかと思うんですが、どの程度お触れになられたかということについては、まあ一つのバックボーンということは分かりましたので、それを前提に質問を重ねます。

糀井会長の発言をそれぞれの議事録で拝見いたしますと、まず、先ほども引用いたしました昨年12月20日の第11回指名部会では、主な見解として、「放送法第一条に常に回帰していきたいと考えている。放送法第一条は、バランスの取れた公共放送であることを求めているものであり、そのことを全職員に徹底することで組織としてまとまっていけるのではないか。」とありますが、そう考えていらっしゃいますか。



参考人(糀井勝人君)

そのときは一条だけを申しておりますが、放送法に回帰して、みんなでそれを意識しながらやっていくということは間違いございません。

吉川沙織君

さらに、本年に入り、1月25日の就任記者会見では、NHKのコンプライアンス上の問題に対する認識を問われ、例えば放送法一つ取りましても、みんな放送法というのはよく知っているわけです、それにどういうことが書いてあるかもよく知っています、したがって、もう一度放送法というのを身近に具体的に考えてみましょうと、それによって本当に我々がやっていることは今までそれに準拠していたのかどうかということが分かるのではないかとお述べになっていますが、間違いないでしょうか。

参考人(糀井勝人君)

間違いございません。

吉川沙織君

これ、先ほど答弁いただいたんですが、改めて伺います。

糀井会長の話には、よく公共放送、放送法という言葉が頻繁に出されます。糀井会長は公共放送というのはどういうものだとお考えでしょうか。先ほど少し答弁触れられましたけど、改めて伺います。

参考人(粕井勝人君)

公共放送というものは、NHK の場合には、受信料をいただきて、視聴者の皆様並びに国民のものであるというふうに理解いたしております。これは国営放送とも違いますし、民間とも多少違うかなという気がいたしております。

吉川沙織君

今、国営放送とも民間とも違うという、こういう御答弁いただきました。では、聞き方を変えたいと思います、今の答弁受けて。民間放送と公共放送はどこがどのように違うのでしょうか。

参考人(粕井勝人君)

民間放送の場合は、コマーシャルを財源として経営がなされていると理解しております。広告収入が主たる収入だと思います。我々は受信料で成り立っております。

吉川沙織君

少し見解の相違がございますが、それは後でまた伺えればと思います。では、放送法とはどのような性格を持つ、こういう法律だとお考えでしょうか。

参考人(粕井勝人君)

放送法が何だと聞かれるとは思いませんでしたが、放送法は、放送の役割やNHK設立の目的、業務内容などが記されているもので、NHK 存立のよりどころとなっているものと認識しております。先ほど答えたとおりでございます。

吉川沙織君



放送法とは、「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的」とし、第一条はそのための原則を掲げているものです。したがって、第一条とは、公共財とも言える放送、つまり民間放送も公共放送も含めた放送全体に係る全体の規定、目的規定です。

ですから、あえて公共放送とはということになれば、第一条に加えて第十五条の NHK に関する目的規定が重要であると思います。実際、NHK のウェブページ拝見しますと、放送法と公共放送についてということで、大原則で一条と第十五条、大きく掲げられています。舛井会長は、不偏不党、公平中立ということをよく使われますが、これは放送事業者全体に、これ第一条ですから、放送事業者全体に係る規定であって、NHK だけに求められている原則ではございません。

もし、公平公正あるいは不偏不党の観点から、NHK をボルトとナットで締め直すというのであれば、民間放送全体について締め直す必要があることになりますが、舛井会長の見解を伺いたいと思います。

参考人(舛井勝人君)

民間放送について私が言及する立場にはないと思います。

吉川沙織君

聞き方を変えます。

舛井会長は、昨年 12 月 20 日、第 1203 回経営委員会の所信表明で、「子供の頃から NHK の放送は正しいという認識を持ちながら育ってきたこともあり、視聴者から信頼される NHK になることが大切だと思います。」と述べておられます。

これを素直に解釈いたしますと、NHK の報道は正しいと思って育ったが、最近はどうも疑わしく、正しい報道をすることによって視聴者から信頼される NHK になることが大切と思っていると、私は文面から読んでそう解釈してしまいましたが、そういうことなんでしょうか。

参考人(舛井勝人君)

子供の頃から NHK を聞いて、僕のときはラジオですから、聞いてまいまして NHK を信じてまいりましたし、今でも NHK はそうあると信じています。

さはさりながら、私は、もう一度その辺を、真実を放送する NHK ということで、みんなの体制をそういうふうに持つていこうと、今がそうでないとかあるとかいう話ではなくて、私はそういうふうに考えております。

何しろ、1 月 25 日に着任しまして、その日にちょっと失言をして、それで今日に至っているわけで、申し訳ございませんが……。

吉川沙織君

質問の内容は厳しく、言葉は優しくと思ったんですが、今、ちょっとした失言ということではないと思います。

なぜちょっとではないかというと、2月13日の記者会見の応答の時点で、視聴者からの意見、もちろんこれ批判だけではありませんが、約16,000件も来ています。平成16年7月のNHKの職員の不正事件に関してすら、2,700件しか意見は上がりません。今回16,000件のうち約6割が批判の内容なんです。



国際的な観点からも、NHKが公共放送たるものか、今疑念の目を向けられています。その端を発したのは、もちろん12月20日の所信表明の内容あるかもしれません。でも、その大きなきっかけをつくったのは1月25日の就任記者会見の内容であるということは、いろいろ思いはもしかしたらおありかもしれません。全文を読んだら、確かに私も、ああ、すばらしい会長なんだと思うようなところもたくさんございました。でも、ちょっとした失言というのではないと思いますが、いかがですか。

参考人(畠井勝人君)

ちょっとした失言とは思っておりません。私の失言だと申し上げましたが、それがいろんな問題を起こしていることについては、私は本当におわびをいたしております。

それから、さっきのアンケートについては、これは、数字は数字として私も厳肅に受け止めております。

吉川沙織君

私は、福地会長が就任された直後のNHKの予算審議に立っています。そのときに、訪問集金の廃止が一つの大きな次の計画になっていました。

今回、16,000件の意見のうち、批判的な内容は約6割だと存じています。でも、それが受信料の不払につながるかどうかと問われたとき、当時のやり取りを見てみると、訪問集金を廃止してしまっている以上、口座引き落としが止まったとしても、それが何が原因だったか分からない、こういう回答になっています。でも、今すぐに数字として表れなくとも、視聴者の信頼を損ねているという側面は、たとえどんな見方に立とうとも変わらないと思います。

ですから、ちょっとした失言というのはやっぱりないと思いますが、重ねて伺います。いかがですか。

参考人(初井勝人君)

私が発言した以上、これがどこでどういうふうな結果になるかは分かりませんが、私としてはそういうことがないように最大限の努力をするつもりであります。

吉川沙織君

答弁として足りないところは分かりますが、これから問題点を深掘りすることによって更にその問題点明らかにしていければと思います。

今ほど真実の報道ということに触れられました。でも、12月20日は正しい報道の旨発言をされています。放送法第一条、常に回帰すると会長もおっしゃっていますが、放送法第一条の規定からすると、真実の報道という、そのときも使われるべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

参考人(初井勝人君)

どういうふうに表現されているかは別として、やはり報道は真実を伝えるべきではないかと。まずは事実を報道するということが非常に大事だと私は思っています。

吉川沙織君

ただ、れっきとした第1203回の経営委員会の議事録、所信表明のところには、まるでNHKがこれまで正しくなかったかのような発言をされていますし、実際これ公式な記録として残っています。ここには、「視聴者から信頼されるNHKになる」、なれるじゃなく、なっているじゃなく、「なることが大切だと思います。」という、こういう御認識を披瀝されています。ということは、やっぱりNHK、今まで正しくないところがあったのかもしれないという、こういう意識が根底にあったからこそ、この550文字、たった550文字の中にこういう表現が含まれてしまっているのだと思います。

参考までに申し上げますと、昨年10月22日の第1199回経営委員会資料において、NHKが全国の16歳以上の男女個人3,600名を対象に昨年7月実施した世論調査結果が示されています。経営委員長も監査委員も経営委員のメンバーでいらっしゃいますから御覧になっていることだと思いますが、これによりますと、8割近くの視聴者がNHKの放送全般について公平公正であると答えています。もちろん、残る2割の方はそうではないという回答をされていると思いますので、この乖離を埋めていくことは大事だと思いますが、東日本大震災のときの野村総研のアンケートでも、これ松本前会長のときに申し上げましたけれども、NHKの報道を一番信頼している、こういう結果が出ています。ですから、そうでない視聴者の方に対しては、これを埋めていくのが大事ですが、NHK会長としての認識として、12月20日、正しくないかのような報道をしているような発言は、私はどうかと思います。

続きの議事録(2/4)は、[こちら](#)です。